

大正十年十月二十五日御沙汰ニ依リ返上

陪審法案帝國議會ニ提出ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ

レムコトヲ請フ

大正十年六月十九日

内閣總理大臣原敬



編 密 記

内 閣 記



陪審法

第一章 總則

第一條 裁判所ハ本法ノ定ムル所ニ依リ刑事事件ニ付陪審ノ評決ニ付シテ事實ノ判斷ヲ爲スコトヲ得

第二條 左ニ掲クル罪ニ該ル事件ハ之ヲ陪審ノ評決ニ付ス

一 死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル罪

二 刑法第二編第一章乃至第四章及第八章ノ罪

第三條 短期一年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付被告人ノ請求アリタルトキハ事件ヲ陪審ノ評決ニ付ス

第四條 前二條以外ノ罪ニ該ル事件ニシテ地方裁判所ノ管轄ニ屬スルモノニ付被告人陪審費用ヲ豫納シテ請求シタルトキハ事件ヲ陪審ノ評決ニ付ス

第五條 被告人無資力ナル場合ニ於テ前條ノ事件ニ付陪審費用ヲ豫納セスシテ請求シタルトキハ之ヲ陪審ノ評決ニ付スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ檢事ノ意見ヲ聽クヘシ

第六條 第二條乃至前條ノ規定ニ依リ事件ヲ陪審ノ評決ニ付スル場合ヲ除クノ外裁判所ハ職權ヲ以テ事件ヲ陪審ノ評決ニ付スルコトヲ得

第七條 第三條乃至第五條ノ請求ハ第一回公判期日前ニ之ヲ爲スヘシ但シ其ノ期日前ト雖最初ニ定メタル公判期日ノ呼出ヲ受ケタル日ヨリ十日ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第八條 被告人。檢事被告事件陳述前ハ公判開始前ニ於テ未小何時ニテモ事件ヲ陪審ノ評決ニ付スルコトヲ辭シ又ハ第五條乃至第五條ノ請求ヲ取下クルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ事件ヲ陪審ノ評決ニ付スルコトヲ得ス

第九條 被告人公判又ハ公判準備ニ於ケル取調ニ於テ公訴事實ヲ認メタルトキハ事件ヲ陪審ノ評

決ニ付スルコトヲ得ス但シ共同被告人中公訴事實ヲ認メサル者アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十條 共同被告人中第五條又ハ第四條ノ規定ニ依リ事件ヲ陪審ノ評決ニ付スルコトヲ請求シタル者アルトキハ他ノ共同被告人ノ請求ナシト雖總テノ被告人ニ付事件ヲ陪審ノ評決ニ付スヘシ

前項ノ規定ハ第五條ノ規定ニ依リ事件ヲ陪審ノ評決ニ付スル場合ニ之ヲ準用ス

第十一條 共同被告人中事件ヲ陪審ノ評決ニ付スルコトヲ辭シ又ハ請求ヲ取下ケタル者アルトキハ之ヲ他ノ被告人ト分離シテ審判スヘシ

第十二條 同一手續ニ依リ審判スヘキ併合罪中其ノ一ノ罪ニ付事件ヲ陪審ノ評決ニ付スヘキトキハ他ノ罪ニ付亦之ヲ陪審ノ評決ニ付スヘシ

第十三條 區裁判所其ノ受理シタル事件ヲ陪審ノ評決ニ付スヘキモノトシタルトキハ決定ヲ以テ之ヲ管轄地方裁判所ニ移送スヘシ

第十四條 地方ノ情況ニ由リ陪審ノ評決公平ヲ失スルノ虞アルトキハ檢事ハ直近上級裁判所ニ裁

判管轄移轉ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ訴訟手續ヲ停止スヘシ

第十五條 前條第一項ノ請求ヲ爲スニハ理由ヲ附シタル請求書ヲ原裁判所ニ差出スヘシ

前項ノ請求書ノ提出アリタルトキハ裁判所書記ハ其ノ謄本ヲ被告人ニ送達スヘシ

被告人ハ謄本ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ三日内ニ意見書ヲ差出スコトヲ得

裁判所書記ハ請求書及意見書ヲ管轄裁判所ニ送付スヘシ

管轄裁判所ハ書類ニ依リ決定ヲ爲スヘシ

第十六條 裁判管轄移轉ノ請求アリタルトキハ被告人ハ公判開始後ト雖其ノ決定アル迄事件ヲ陪

審ノ評決ニ付スルコトヲ辭シ又ハ第五條乃至第五條ノ請求ヲ取下クルコトヲ得

被告人事件ヲ陪審ノ評決ニ付スルコトヲ辭シ又ハ請求ヲ取下ケタルニ因リ事件陪審ノ評決ニ付

スヘカラサルニ至リタルトキハ檢事ノ裁判管轄移轉ノ請求ハ之ヲ取下ケタルモノト看做ス

共同被告人中事件ヲ陪審ノ評決ニ付スルコトヲ辭シ又ハ請求ヲ取下ケタル者アルトキハ其ノ被

告人ニ關スル裁判管轄移轉ノ請求ニ付亦前項ニ同シ

第十七條 控訴裁判所ニ於テハ事件ヲ陪審ノ評決ニ付スルコトヲ得ス

第十八條 大審院ノ特別權限ニ屬スル事件ハ之ヲ特別陪審ノ評決ニ付ス

## 第二章 陪審員及陪審ノ構成

第十九條 陪審員ハ左ノ各號ニ該當スル者タルコトヲ要ス

一 帝國臣民タル男子ニシテ三十歳以上タルコト

二 引續キ二年以上同一市町村内ニ住居スルコト

三 引續キ二年以上直接國稅三圓以上ヲ納ムルコト

四 讀ミ書キヲ爲シ得ルコト

前項第一號及第二號要件其年九月日現在ニ依ル  
第二十條 左ニ掲クル者ハ陪審員タルコトヲ得ス

一 禁治産者、準禁治産者

二 破産者ニシテ復権ヲ得サルモノ

三 聾者、啞者

四 懲役、六年以上ノ禁錮、舊刑法ノ重罪ノ刑又ハ重禁錮ニ處セラレタル者

第二十一條 左ニ掲クル者ハ陪審員ノ職務ニ就カシムルコトヲ得ス

一 國務大臣

二 在職ノ判事、檢事、陸軍法務官、海軍法務官

三 在職ノ行政裁判所長官、行政裁判所評定官

四 在職ノ宮内官吏

五 現役ノ陸軍軍人、海軍軍人

六 在職ノ廳府縣長官、郡長、島司

七 在職ノ警察官吏

八 在職ノ監獄官吏

九 在職ノ裁判所書記長、裁判所書記

十 在職ノ收稅官吏、稅關官吏、專賣官吏

十一 郵便電信電話鐵道及軌道ノ現業ニ從事スル者並船員

十二 市町村長

十三 辯護士、特許辨理士

十四 公證人、執達吏、代書人

十五 在職ノ小學校教員

十六 神官、神職、僧侶、諸宗教師

十七 醫師、齒科醫師、藥劑師

十八 學生、生徒

第二十二條 陪審員ハ左ノ場合ニ於テ其ノ職務ノ執行ヨリ除斥セララルヘシ

一 陪審員被害者ナルトキ

二 陪審員私訴當事者ナルトキ

三 陪審員被告人、被害者若ハ私訴當事者ノ親族ナルトキ又ハ親族タリシトキ

四 陪審員被告人、被害者又ハ私訴當事者ノ屬スル家ノ戸主又ハ家族ナルトキ

五 陪審員被告人、被害者又ハ私訴當事者ノ法定代理人、後見監督人又ハ保佐人ナルトキ

六 陪審員被告人、被害者又ハ私訴當事者ノ同居人又ハ雇人ナルトキ

七 陪審員事件ニ付告發ヲ爲シタルトキ

八 陪審員事件ニ付證人又ハ鑑定人ト爲リタルトキ

九 陪審員事件ニ付被告人ノ代人、辯護人、輔佐人又ハ私訴當事者ノ代理人ト爲リタルトキ

十 陪審員事件ニ付判事、檢事、司法警察官又ハ陪審員トシテ職務ヲ行ヒタルトキ

第二十三條 左ニ掲クル者ハ陪審員ノ職務ヲ辭スルコトヲ得

一 六十歳以上ノ者

二 在職ノ官吏、公吏、教員

三 貴族院議員、衆議院議員及法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員但シ會期中ニ限ル

第二十四條 地方裁判所長ハ毎年九月一日迄ニ翌年所要ノ陪審員ノ員數ヲ定メ管轄區域内ノ市町村ニ割當テ之ヲ市町村長ニ通知スヘシ

第二十五條 市町村長前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ年九月一日現在ニ依リ其ノ市町村内ニ於テ資格ヲ有スル者ノ中ヨリ割當テラレタル員數ノ二倍ノ陪審員候補者ヲ選定シ其ノ年九月三十日迄ニ陪審員候補者假名簿ヲ調製スヘシ

陪審員候補者假名簿ニハ陪審員候補者ノ氏名、身分、職業、住居地、生年月日及納稅額ヲ記載

スヘシ

市町村長ハ陪審員候補者假名簿ノ副本ヲ調製シ之ヲ管轄區裁判所判事ニ送付スヘシ

第二十六條 市町村長ハ十月一日ヨリ七日間其ノ廳ニ於テ陪審員候補者假名簿ヲ縦覽ニ供スヘシ

第二十七條 法律ニ違反シテ陪審員候補者假名簿ニ登載セラレタル者ハ縦覽期間内及其ノ後七日

内ニ市町村長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

異議ノ申立ハ書面ヲ以テシ其ノ理由ヲ説明スヘシ

第二十八條 市町村長異議ノ申立ヲ正當トスルトキハ遲滞ナク陪審員候補者假名簿ヨリ異議申立人ノ氏名ヲ抹消シ其ノ旨ヲ管轄區裁判所判事及異議申立人ニ通知スヘシ

市町村長異議ノ申立ヲ不當トスルトキハ遲滞ナク意見ヲ附シ申立書ヲ管轄區裁判所判事ニ送付スヘシ

第二十九條 前條第二項ノ場合ニ於テ區裁判所判事異議ノ申立ヲ理由ナシトスルトキハ其ノ旨ヲ

市町村長及異議申立人ニ通知スヘシ異議ノ申立ヲ理由アリトスルトキハ陪審員候補者假名簿ヨ

リ異議申立人ノ氏名ヲ抹消スヘキコトヲ命ジ其ノ旨ヲ異議申立人ニ通知スヘシ

前項ノ通知ハ異議申立書ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ爲スヘシ

第三十條 市町村長ハ前二條ノ規定ニ依リ整理シタル陪審員候補者假名簿ニ基キ第二十四條ノ規定ニ依リ割當テラレタル員數ノ陪審員候補者ヲ選定シ陪審員候補者名簿ヲ調製スヘシ

第二十五條第二項及第三項ノ規定ハ陪審員候補者名簿ニ之ヲ準用ス

第三十一條 區裁判所判事ハ陪審員候補者ノ選定ニ關スル事務ニ付市町村長ヲ監督ス

區裁判所判事ハ前項ノ事務ニ付市町村長ニ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第三十二條 市町村長ハ十一月三十日迄ニ陪審員候補者名簿ヲ管轄地方裁判所長ニ送付スヘシ

市町村長ハ陪審員候補者名簿ニ登載セラレタル者ニ其ノ旨ヲ通知シ且其ノ氏名ヲ告示スヘシ

第三十三條 市町村長前條ノ規定ニ依リ陪審員候補者名簿ヲ送付シタル後其ノ候補者中死亡シ若

ハ國籍ヲ喪失シタル者アルトキ又ハ第二十條若ハ第二十一條ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタル者アルトキハ市町村長ハ遲滯ナク之ヲ管轄地方裁判所長ニ通知スヘシ

第三十四條 陪審ノ評決ニ付スヘキ事件ニ付公判期日定リタルトキハ地方裁判所長ハ豫メ定メタル市町村ノ順序ニ依リ各陪審員候補者名簿ヨリ<sup>一人又ハ數人ノ</sup>十人ノ陪審員ヲ抽籤シ陪審員三十六人ヲ選定スヘシ

前項ノ抽籤ハ裁判所書記ノ立會ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第三十五條 陪審員トシテ呼出ニ應シタル者ハ其ノ市町村ニ於ケル陪審員候補者名簿ニ登載セラレタル者四分ノ三呼出ニ應シタル後ニ非サレハ其ノ年内再ヒ陪審員ニ選定セラレルコトナシ

第三十六條 陪審ハ十二人ノ陪審員ヲ以テ之ヲ構成ス

第三十七條 陪審ハ檢事被告事件ヲ陳述スル時ヨリ裁判所書記陪審ノ答申ヲ朗讀スル迄同一ノ陪審員ヲ以テ之ヲ構成スルコトヲ要ス

第三十八條 裁判長ハ事件二日以上引續キ開廷ヲ要スト思料スルトキハ十二人ノ陪審員ノ外一人

又ハ數人ノ補充陪審員ヲ公判ニ立會ハシムルコトヲ得

補充陪審員ハ陪審ヲ構成スヘキ陪審員疾病其ノ他ノ事由ニ因リ職務ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テ之ニ代ルモノトス

補充陪審員數人アル場合ニ於テ前項ノ職務ヲ行フハ第七十七條ノ規定ニ依リ爲シタル抽籤ノ順序ニ依ル

第三十九條 同日ニ數個ノ事件ノ公判ヲ開ク場合ニ於テハ數個ノ事件ニ付同一ノ陪審員ヲ以テ陪審ヲ構成スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ最初ノ事件ノ取調前其ノ手續ヲ爲スヘシ

第四十條 檢事及被告人異議ナキトキハ一ノ事件ノ爲構成セラレタル陪審ヲシテ同日ニ審理スヘキ他ノ事件ノ爲其ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第四十一條 陪審員ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ旅費、日常及止宿料ヲ給與ス

第三章 陪審手續

第一節 公判準備

第四十二條 陪審ノ評決ニ付スヘキ事件ニ付テハ裁判長ハ公判準備期日ヲ定ムヘシ

第四十三條 被告人公判準備期日前辯護人ヲ選任セサルトキハ裁判長ハ其ノ裁判所所在地ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任スヘシ

被告人及辯護士ニ異議ナキトキハ辯護士一人ヲシテ被告人數人ノ辯護ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十四條 公判準備期日ニハ被告人及辯護人ヲ呼出スヘシ

公判準備期日ハ之ヲ檢事ニ通知スヘシ

第四十五條 呼出狀ノ送達ノ日ト公判準備期日トノ間ニハ少クトモ五日ノ猶豫期間ヲ存スヘシ

第四十六條 公判期日ヲ定メタル後被告人ノ請求ニ因リ事件ヲ陪審ノ評決ニ付スヘキモノトシタルトキハ其ノ公判期日ヲ公判準備期日トス

第四十七條 公判準備期日ニ於ケル取調ハ定數ノ判事、檢事及裁判所書記列席シテ之ヲ爲ス

公判準備期日ニ於テハ辯護人出頭スルニ非サレハ取調ヲ爲スコトヲ得ス辯護人數人アルトキハ其ノ一人ノ出頭ヲ以テ足ル

罰金以下ノ刑ニ該ルヘキ事件ノ被告人ハ代人ヲ出頭セシムルコトヲ得

公判準備期日ニ於ケル取調ハ之ヲ公行セス

第四十八條 原告人ノ請求ニ因ラスラ事件ヲ陪審ノ評決ニ付スルトキ 被告事件第一條ニ掲ケル罪ニ該ルトキハ裁判長ハ被告人ニ對シ事件ヲ陪審ノ評決ニ付スルコトヲ辭シ得ヘキ旨ヲ告知スヘシ

第四十九條 公判準備期日ニ於テハ裁判長ハ公訴事實ニ付出頭シタル被告人ヲ訊問スヘシ

陪席判事ハ裁判長ニ告ケ被告人ヲ訊問スルコトヲ得

檢事及辯護人ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ被告人ヲ訊問スコトヲ得

第五十條 公判準備期日ニ於テハ裁判所ハ必要ナル證據調ノ決定ヲ爲スヘシ

檢事、被告人及辯護人ハ證人訊問、鑑定、檢證又ハ證據物集取ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ決定ヲ爲スヘシ

第五十一條 裁判所書記ハ公判準備始末書ヲ作り公判準備期日ニ於ケル被告人ニ對スル訊問及其ノ供述、檢事被告人辯護人ノ申立、裁判所ノ裁判其ノ他一切ノ訴訟手續ヲ記載スヘシ

第五十二條 公判準備始末書ニハ前條ニ規定スル事項ノ外被告事件、被告人又ハ其ノ代人及出頭シタル辯護人ノ氏名並手續ヲ爲シタル裁判所年月日及裁判長陪席判事檢事裁判所書記ノ官氏名ヲ記載シ被告人又ハ其ノ代人出頭セサルトキハ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第五十三條 公判準備始末書ハ三日内ニ之ヲ整理シ裁判長及裁判所書記署名捺印スヘシ  
裁判長ハ署名捺印以前ニ公判準備始末書ヲ檢閲シ意見アルトキハ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第五十四條 檢事、被告人及辯護人ハ公判準備期日前第五十條第二項ノ請求ヲ爲スコトヲ得公判期日七日前迄亦同シ

第五十條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十五條 裁判所公判準備期日外ニ於テ證據決定ヲ爲シタルトキハ之ヲ檢事、被告人及辯護人ニ通知スヘシ

第五十六條 檢事、被告人及辯護人ハ公判期日前證據物ヲ裁判所ニ提出スルコトヲ得

第五十七條 裁判所ハ證人疾病其ノ他ノ事由ニ因リ公判期日ニ出頭スルコト能ハスト思料スルトキハ公判期日前之ヲ訊問スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ必要アルトキハ裁判所外ニ於テ證人ノ訊問ヲ爲スコトヲ得

裁判所外ニ於テ證人ノ訊問ヲ爲スヘキトキハ受命判事ヲシテ之ヲ爲サシメ又ハ證人ノ現在地ヲ管轄スル裁判所ノ豫審判事、區裁判所判事若ハ法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官署ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

受命判事又ハ受託官署ハ證人訊問ニ付裁判所又ハ裁判長ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

第五十八條 裁判所ハ公判期日前鑑定ヲ爲サシメ又ハ差押、搜索若ハ檢證ヲ爲スコトヲ得  
前條第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十九條 證人若ハ鑑定人ノ訊問、差押、搜索又ハ檢證ヲ爲ス場合ニ於テハ檢事、被告人及辯護  
人ハ之ニ立會フコトヲ得

裁判所外ニ於テ前項ノ手續ヲ爲ストキハ拘禁セラレタル被告人ハ之ニ立會フコトヲ得ス但シ裁  
判所必要ト認ムルトキハ之ニ立會ハシムルコトヲ得

第六十條 前條第一項ノ手續ヲ爲スヘキ日時及場所ハ前條ノ規定ニ依リ立會フコトヲ得ヘキ者ニ  
之ヲ通知スヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六十一條 公判準備中陪審ノ評決ニ付スヘカラサル事由生シタルトキハ通常ノ手續ニ從ヒ審判  
ヲ爲スヘシ

公判準備期日ニ於テ前項ノ事由生シタルトキハ其ノ期日ヲ公判期日トス但シ訴訟關係人中出頭

セサル者アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六十二條 訴訟關係人ハ公判準備期日ニ公訴不受理又ハ管轄違ノ申立ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ決定ヲ爲スヘシ

第六十三條 裁判所公判準備期日ニ公訴不受理又ハ管轄違ノ原由アルコトヲ認メタルトキハ決定  
ヲ爲スヘシ

第六十四條 裁判所公判準備期日ニ公訴權消滅ノ原由アルコトヲ認メタルトキハ免訴ノ決定ヲ爲  
スヘシ

免訴ノ決定確定シタルトキハ同一ノ事件ニ付更ニ公訴ヲ提起スルコトヲ得ス

第六十五條 前三條ノ決定ヲ爲スニハ訴訟關係人ノ意見ヲ聽クヘシ

決定ハ之ヲ言渡スヘシ

決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得抗告期間ハ言渡ノ日ヨリ三日トス

第六十六條 第六十一條乃至第六十三條ノ場合ニ於テ公判準備中ニ爲シタル手續ハ其ノ效力ヲ失

ハス

第六十七條 公判期日ニハ第三十四條ノ規定ニ依リテ選定シタル陪審員ヲ呼出スヘシ

第四十五條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十八條 陪審員ニ對スル呼出狀ニハ出頭スヘキ日時、場所及呼出ニ應セサルトキハ過料ニ處

スルコトアルヘキ旨ヲ記載スヘシ

第六十九條 陪審員疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ呼出ニ應スルコト能ハサル場合ニ於

テハ其ノ職務ヲ辭スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ書面ヲ以テ其ノ事由ヲ説明スヘシ

第二節 公判

第七十條 被告人公判期日ニ出頭セサルトキハ第七十一條ノ場合ヲ除クノ外開廷スルコトヲ得ス

第七十一條 罰金以下ノ刑ニ該ルヘキ事件ニ付被告人及其ノ代人公判期日ニ出頭セサルトキハ其

ノ裁判所ニ於テ通常ノ手續ニ從ヒ審判ヲ爲スヘシ

七十二條 陪審構成ノ手續ハ定數ノ判事、檢事、裁判所書記、被告人、辯護人及陪審員列席シ公判

廷ニ於テ之ヲ行フ

前項ノ手續ハ之ヲ公行セス

第七十三條 前條第一項ノ手續ハ陪審員二十四人以上出頭スルニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

出頭シタル陪審員二十四人ニ達セサルトキハ裁判長ハ之ヲ補充スル爲裁判所所在地又ハ其ノ附

近ノ市町村ノ陪審員候補者名簿ヨリ抽籤ヲ以テ必要ナル員數ノ陪審員ヲ選定シ便宜ノ方法ニ依

リ之ヲ呼出スヘシ

前項ノ抽籤ハ裁判所書記ノ立會ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第七十四條 陪審員二十四人以上出頭シタルトキハ裁判長ハ其ノ氏名、職業及住居地ヲ記載シタ

ル書面ヲ示シ檢事及被告人ニ對シ陪審員中除斥セララルヘキ者アリヤ否ヲ問フヘシ

裁判長ハ陪審員ニ被告人ノ氏名、職業及住居地ヲ告ケ除斥ノ原由アリヤ否ヲ問フヘシ

檢事、被告人及陪審員除斥ノ原由アリトスルトキハ其ノ旨ノ申立ヲ爲スヘシ

除斥ノ原由アリトスルトキハ裁判所ハ決定ヲ爲スヘシ

第七十五條 出頭シタル陪審員中第十九條乃至第二十一條ノ規定ニ依リ陪審員タル資格ヲ有セサル者アリトスルトキハ裁判所ハ決定ヲ爲スヘシ

第七十六條 檢事及被告人ハ陪審ヲ構成スヘキ陪審員及補充陪審員ノ員數ヲ超過スル員數ニ付各其ノ半數ヲ忌避スルコトヲ得ヘキ人員奇數ナルトキハ被告人ハ尙一人ヲ忌避スルコトヲ得

被告人數人アルトキハ忌避ハ共同シテ之ヲ行フ共同ノ方法ニ付協議整ハサルトキハ忌避ヲ行ハシムル方法ハ裁判長之ヲ定ム

第七十七條 裁判長ハ陪審員ノ氏名票ヲ抽籤函ニ入レタル後檢事及被告人ノ忌避スルコトヲ得ル

員數ヲ告知スヘシ

裁判長ハ氏名票ヲ一票宛抽籤函ヨリ抽出シ之ヲ讀上クヘシ

裁判長氏名ヲ讀上ケタルトキハ檢事及被告人ハ承認又ハ忌避スル旨ヲ陳述スヘシ其ノ順序ハ檢事ヲ先ニシ被告人ヲ後ニス

忌避ノ理由ハ之ヲ陳述スルコトヲ得ス

次ノ氏名票ヲ抽籤函ヨリ抽出ス迄ニ陳述ヲ爲ササルトキハ承認ノ陳述ヲ爲シタルモノト看做ス裁判長抽籤終リタル旨ヲ宣言スル迄陳述ヲ爲ササルトキ亦同シ

陳述ハ次ノ氏名票ヲ抽出シタル後ハ之ヲ取消スコトヲ得ス裁判長抽籤終リタル旨ヲ宣言シタル後亦同シ

第七十八條 前條ノ手續ニ依リ陪審ヲ構成スヘキ陪審員及補充陪審員ノ數ヲ充シタルトキハ裁判長ハ抽籤終リタル旨ヲ宣言スヘシ

第七十九條 陪審ヲ構成スヘキ陪審員ハ初ニ當籤シタル十二人ヲ以テ之ニ充テ補充陪審員ハ其ノ他ノ當籤者ヲ以テ之ニ充ツ

第八十條 陪審員ハ第七十七條ノ規定ニ依リ爲シタル抽籤ノ順序ニ從ヒ著席スヘシ

第八十一條 裁判長ハ檢事ノ被告事件陳述前陪審員ニ對シ陪審員ノ心得ヲ諭告シ之ヲシテ宣誓ヲ爲サシムヘシ

宣誓ハ宣誓書ニ依リ之ヲ爲スヘシ

宣誓書ニハ良心ニ從ヒ公平誠實ニ其ノ職務ヲ行フヘキコトヲ誓フ旨ヲ記載スヘシ

裁判長ハ起立シテ宣誓書ヲ朗讀シ陪審員ヲシテ之ニ署名捺印セシムヘシ

第八十二條 公判期日前決定ヲ爲シタル證據方法及訴訟關係人ヨリ提出シタル證據物ハ公判廷ニ於テ之ヲ取調フヘシ第五十七條及第五十八條ノ規定ニ依リ取調ヘタルモノ及集取シタルモノニ付亦同シ

第八十三條 公判期日ニ訴訟關係人ヨリ證據物ヲ提出シタルトキハ公判廷ニ於テ之ヲ取調フヘシ

第八十四條 被告人、證人及鑑定人ノ訊問ハ裁判長之ヲ爲スヘシ但シ陪席判事ノ一人ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得

陪審員、檢事及辯護人ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ被告人、證人及鑑定人ヲ訊問スルコトヲ得

第八十五條 證據ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外裁判所ノ直接ニ取調ヘタルモノニ限ル

第八十六條 左ニ掲グル書類圖畫<sup>畫</sup>ハ之ヲ證據ト爲スコトヲ得

一 第五十七條ノ規定ニ依ル證人訊問調書

二 檢證、差押又ハ搜索ノ調書及之ヲ補充スル書類圖畫<sup>畫</sup>

三 公務員ノ職務ヲ以テ證明スルコトヲ得ヘキ事實ニ付公務員ノ作りタル書類

四 前號ノ事實ニ付外國ノ公務員ノ作りタル書類ニシテ其ノ眞正ナルコトノ證明アルモノ

五 鑑定書又ハ鑑定調書及之ヲ補充スル書類圖畫<sup>畫</sup>

第八十七條 裁判所、豫審判事、受命判事、受託判事其ノ他法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官署、檢事、司法警察官又ハ訴訟上ノ共助ヲ爲ス外國ノ官署ノ作リタル訊問調書及之ヲ補充スル書類圖書ハ左ノ場合ニ限り之ヲ證據ト爲スコトヲ得

一 共同被告人若ハ證人死亡シタルトキ又ハ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ之ヲ呼出シ難キトキ

二 被告人又ハ證人公判外ノ訊問ニ對シテ爲シタル陳述<sup>供</sup>ノ重要ナル部分ヲ公判ニ於テ變更シ

一 タルトキ

三 被告人又ハ證人公判廷ニ於テ陳述<sup>供</sup>ヲ爲ササルトキ

第八十八條 前三條ノ場合ノ外裁判外ニ於テ被告人其ノ他ノ者ノ供述ヲ錄取シタル書類又ハ裁判外ニ於テ作成シタル書類圖書ハ供述者若ハ作成者死亡シタルトキ又ハ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ呼出シ難キトキニ限り之ヲ證據ト爲スコトヲ得

第八十九條 證據ト爲スコトニ付訴訟關係人ノ異議ナキ書類ハ前三條ノ規定ニ拘ラス之ヲ證據ト

爲スコトヲ得

第九十條 證據調終リタル後檢事、被告人及辯護人ハ犯罪ノ構成要素ニ關スル事實上及法律上ノ問題ノミニ付意見ヲ陳述スヘシ

辯護人數人アル場合ニ於テ意見ノ陳述ハ重複シテ之ヲ爲スコトヲ得ス

公判廷ニ現ハレサル證據ハ之ヲ採用スルコトヲ得ス

第九十一條 前條ノ辯論終結後裁判長ハ陪審ニ對シ犯罪ノ構成ニ關シ法律上ノ論點及問題ト爲ルヘキ事實並證據ノ要領ヲ說示シ犯罪構成事實ノ有無ヲ問ヒ評決ノ結果ヲ答申スヘキ旨ヲ命スヘシ但シ證據ノ信否及罪責ノ有無ニ關シ意見ヲ表示スルコトヲ得ス

第九十二條 裁判長ノ說示ニ對シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第九十三條 裁判長ノ問ハ主問ト補問トニ區別シ陪審ニ於テ然リ又ハ然ララスト答ヘ得ヘキ文言ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

主問ハ公判ニ付セラレタル犯罪構成事實ノ有無ヲ評決セシムル爲之ヲ爲スモノトス  
補問ハ公判ニ付セラレタルモノト異リタル犯罪構成事實ノ有無ヲ評決セシムル必要アリト認ム  
ル場合ニ於テ之ヲ爲スモノトス

犯罪ノ成立ヲ阻却スル原由ト爲ルヘキ事實ノ有無ヲ評決セシムル必要アリト認ムルトキハ其ノ  
問ハ他ノ問ト分別シテ之ヲ爲スヘシ

第九十四條 陪審員、検事、被告人及辯護人ハ主問又ハ補問ノ變更又ハ補充ノ申立ヲ爲スコトヲ  
得

前項ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ決定ヲ爲スヘシ

第九十五條 問ハ裁判長ハ署名捺印シタル書面ヲ陪審ニ交付シテ之ヲ爲スヘシ

陪審員ハ問書ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第九十六條 裁判長ハ第九十條ノ手續ヲ爲シタル後陪審員ヲシテ評議室ニ退カシムヘシ

裁判長ハ公判廷ニ於テ示シタル證據物ヲ陪審ニ交付スルコトヲ得

第九十七條 陪審員ハ裁判長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ評決前評議室ヲ出テ又ハ他人ト交通スル  
コトヲ得ス

陪審員ニ非サル者ハ裁判長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ評議室ニ入ルコトヲ得ス

第九十八條 陪審ノ評決前陪審員ヲシテ裁判所ヲ退出セシムル場合ニ於テハ裁判長ハ陪審員ニ對  
シ滯留ノ場所及他人トノ交通ニ關シ遵守スヘキ事項ヲ指示スヘシ

第九十九條 陪審員第九十七條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ又ハ前條ノ規定ニ依リ指示セラレ  
タル事項ヲ遵守セサルトキハ裁判所ハ其ノ陪審員ニ對シ職務ノ執行ヲ禁止スルコトヲ得

第一百條 陪審員ハ陪審長ヲ互選スヘシ  
陪審長ハ議事ヲ整理ス

第一百一條 陪審ハ評決前更ニ説示ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ公判廷ニ於テ其ノ申立ヲ

爲スヘシ

三〇

第二百二條 評決ハ問ニ對シ然リ又ハ然ラスノ語ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ問ニ掲クル事實ノ一部ヲ肯定又ハ否定スルトキハ之ニ付然リ又ハ然ラスノ語ヲ以テ評決ヲ爲スヘシ

第二百三條 評決ハ先ツ主問ニ付之ヲ爲スヘシ

主問ヲ否定シタル場合ニ於テ補問アルトキハ之ニ付評決ヲ爲スヘシ

第二百四條 陪審員ハ問ニ付各其ノ意見ヲ表示スヘシ

陪審長ハ最後ニ其ノ意見ヲ表示スヘシ

第二百五條 犯罪構成事實ヲ肯定スル評決ヲ爲スニハ陪審員ノ過半数ノ意見ニ依ルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ肯定ノ評決ヲ爲スコト能ハサルトキハ否定ノ評決ヲ爲シタルモノトス

第二百六條 答申ハ問書ニ記載シ陪審長之ヲ署名捺印シ<sup>テ</sup>之ヲ裁判長ニ提出スヘシ

答申ニ不備又ハ齟齬アルトキハ裁判長ハ問書ヲ返付シ更ニ評決ヲ爲シ答申ヲ訂正スヘキ旨ヲ命

スヘシ

第二百七條 裁判長ハ公判廷ニ於テ裁判所書記ヲシテ問及之ニ對スル陪審ノ答申ヲ朗讀セシムヘシ

第二百八條 前條ノ手續終リタルトキハ裁判長ハ陪審員ヲ退廷セシムヘシ

第二百九條 裁判所陪審ノ評決ヲ不當ト認ムルトキハ決定ヲ以テ事件ヲ更ニ他ノ陪審ノ評決ニ付スルコトヲ得

ルコトヲ得

第三百十條 陪審犯罪構成事實ヲ肯定スルノ答申ヲ爲シタルトキハ檢事ハ適用スヘキ法令及刑ニ付

意見ヲ陳述スヘシ

被告人及辯護人ハ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三百十一條 判決ノ言渡ヲ爲スニハ裁判所ハ陪審ノ評決ニ付シテ事實ノ判斷ヲ爲シタル旨ヲ示ス

ヘシ

刑ノ言渡ヲ爲スニハ罪ト爲ルヘキ事實及法令ノ適用ヲ示スヘシ

無罪ノ言渡ヲ爲スニハ犯罪構成事實ヲ認メサルコト又ハ被告事件罪ト爲ラサルコトヲ示スヘシ

第一百十二條 引續キ七日以上開廷セサリシ場合ニ於テハ公判手續ヲ更新スヘシ

陪審ヲ構成スヘキ陪審員疾病其ノ他ノ事由ニ因リ職務ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テ補充陪審員ナキトキ亦前項ニ同シ

前二項ノ場合ニ於テハ新ニ陪審構成ノ手續ヲ爲スヘシ

第一百十三條 裁判所ハ訴訟ノ如何ナル程度ニ在ルヲ問ハス公訴不受理、管轄違又ハ免訴ノ判決ヲ爲スヘキ原由アルコトヲ認メタル場合ニ於テハ陪審ノ評決ニ付セスシテ審判ヲ爲スヘシ

第一百十四條 裁判所書記ハ陪審員ノ氏名、陪審ノ構成其ノ他陪審ニ關スル訴訟手續及裁判長ノ説示ノ要領ヲ公判始末書ニ記載スヘシ

第三節 上—訴

第一百十五條 陪審ノ評決ニ付シテ事實ノ判斷ヲ爲シタル事件ノ判決ニ對シテハ控訴ヲ爲スコトヲ

得ス

第一百十六條 陪審ノ評決ニ付シテ事實ノ判斷ヲ爲シタル事件ノ判決ニ對シテハ大審院ニ上告ヲ爲スコトヲ得

第一百十七條 左ノ場合ニ於テハ常ニ上告ノ理由アルモノトス

一 法律ニ從ヒ陪審ヲ構成セサリシトキ

二 第二十條ノ規定ニ依リ陪審員タルコトヲ得サル者評決ニ關與シタルトキ但シ評決前訴訟

一 關係人異議ヲ述ヘサリシトキハ此ノ限ニ在ラス

三 法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘキ陪審員評決ニ關與シタルトキ但シ第七十四條

一 第三項ノ申立ヲ爲ササリシトキハ此ノ限ニ在ラス

四 忌避セラレタル陪審員評決ニ關與シタルトキ但シ評決前訴訟關係人異議ヲ述ヘサリシト

一 一キハ此ノ限ニ在ラス

五 裁判長ノ説示法律ニ違反シタルトキ

六 裁判長證據トシテ説示シタルモノ法律上證據ト爲スコトヲ得サルモノナルトキ

七 裁判長法律上ノ論點ニ關シ不當ノ説示ヲ爲シタルトキ

第一百八條 上告裁判所原判決ヲ破毀シタルトキハ自ラ裁判ヲ爲スヘキ場合ヲ除クノ外事件ヲ原

裁判所ニ差戻シ又ハ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ニ移送スヘシ

破毀ノ理由ト爲リタル事項陪審ノ評決ニ影響ナキモノナルトキハ陪審ノ答申ハ其ノ效力ヲ有ス

此ノ場合ニ於テハ事件ノ差戻又ハ移送ヲ受ケタル裁判所ハ答申以後ノ手續ノミヲ爲スヘシ

#### 第四章 特別陪審

第一百九條 特別陪審員ハ左ニ掲クル者ノ中ヨリ之ヲ選定ス

一 樞密院議長、樞密院副議長、樞密顧問官

二 貴族院議員

三 衆議院議員

四 官立ノ大學ノ教授及公立私立ノ大學ノ教員ニシテ之ニ相當スル者

第二十條 特別陪審ハ前條各號ニ掲クル者各三人ヲ以テ之ヲ構成ス

第二十一條 特別陪審ノ評決ニ付スヘキ事件ニ付公判期日定リタルトキハ大審院長ハ抽籤ヲ以

テ第一百九條各號ニ掲クル者ノ中ヨリ各八人ノ特別陪審員ヲ選定スヘシ

前項ノ抽籤ハ裁判所書記ノ立會ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第二十二條 特別陪審構成ノ手續ハ第一百九條各號ニ掲クル者各五人以上出頭スルニ非サレハ

之ヲ行フコトヲ得ス

第二十三條 裁判長ハ出頭シタル特別陪審員ノ中ヨリ抽籤ヲ以テ特別陪審ヲ構成スヘキ特別陪

審員及第一百九條各號ニ掲クル者各一人以上ノ補充特別陪審員ヲ選定スヘシ

第二十四條 第二十二條、第二十七條、第二十八條第二項第三項及第四十一條ノ規定ハ特別陪審

ニ之ヲ準用ス

第三章第一節及第二節ノ規定ハ第四十六條、第四十七條第三項、第七十一條、第七十三條、第七十六條及第七十七條ノ規定ヲ除クノ外特別陪審手續ニ之ヲ準用ス

### 第五章 陪審費用

第二百二十五條 左ニ掲クルモノヲ以テ陪審費用トス

一 陪審員又ハ特別陪審員ノ呼出ニ要スル費用

二 陪審員又ハ特別陪審員ニ給與スヘキ旅費、日當及止宿料

第二百二十六條 陪審費用ハ第三條ノ場合ニ於テ刑ノ言渡ヲ爲ストキハ其ノ全部又ハ一部ヲ被告人

ノ負擔トシ第四條ノ場合ニ於テ公被告人ノ負擔トス

共同被告人ヲジテ陪審費用ヲ負擔セシムル場合ニ於テハ連帶負擔トス

第二百二十七條 陪審費用ハ被告人ヲジテ負擔セシムル場合ヲ除クノ外國庫ノ負擔トス

第二百二十八條 被告人ヲジテ陪審費用ヲ負擔セシムルトキハ判決ヲ以テ言渡スヘシ

### 第六章 罰一則

第二百二十九條 陪審員又ハ特別陪審員ハ左ノ場合ニ於テハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

一 故ナク呼出ニ應セサルトキ

二 宣誓ヲ拒ミタルトキ

三 第九十七條第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

四 故ナク退廷シタルトキ

五 第九十八條ノ指示ニ違反シタルトキ

第二百三十條 陪審員又ハ特別陪審員評議ノ顛末又ハ各員ノ意見若ハ其ノ多少ノ數ヲ漏泄シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ事項ヲ新聞紙其ノ他ノ出版物ニ掲載シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ編輯人及發行人其ノ

他ノ出版物ニ在リテハ著作者及發行者ヲ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百三十一條 裁判長ノ許可ヲ受ケスシテ陪審ノ評議室ニ入り又ハ陪審ノ評決前裁判所内ニ於テ陪審員若ハ特別陪審員ト交通シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百三十二條 陪審ノ評決ニ付セラレタル事件ニ付陪審員又ハ特別陪審員ニ對シ請託ヲ爲シ又ハ評決前私ニ意見ヲ述ヘタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百三十三條 過料ノ裁判<sup>陪審員ノ出シタル裁判所</sup>ハ<sup>陪審員ノ出シタル裁判所</sup>檢察ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

前項ノ決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得此ノ抗告ハ執行ヲ停止スル效力ヲ有ス  
過料ノ裁判ノ執行ニ付テハ非訟事件手續法第二百八條ノ規定ヲ準用ス

### 第七章 補一則

第三百三十四條 市制第六條ノ市又ハ沖繩縣若ハ北海道ノ區ニ於テハ本法中市ニ關スル規定ハ區ニ、市長ニ關スル規定ハ區長ニ之ヲ適用ス

町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準スヘキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準スヘキ者ニ之ヲ適用ス

第三百三十五條 第十九條ノ直接國稅ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三百三十六條 刑事訴訟法第九十二條、第二百十六條及第二百二十七條ノ規定ハ本法ニ依リ公判準備ヲ爲ス場合ニ之ヲ適用セス

### 一 附 則

本法施行ノ期日<sup>各條ニ付</sup>ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前公判期日ノ定リタル事件ニ付テハ本法ヲ適用セス

伺濟

陪審法案中正誤

一 目次中「公判」ハ「公判」上訴ハ「上訴」ノ誤

一 第八十六條中「畫」ハ「畫」ノ誤

一 第八十七條二號中「タルトキ」ハ「タ」ノ字

ハ前行ニ繰上ケ「ルトキ」ヲ三字目ヨリトスヘキノ誤

一 第一百十七條二號、三號、四號ノ各二行目

一字宛前行ニ以下順次繰上クヘキノ誤

一 同條五號、六號、七號ハ各二字目ニ繰上

二〇三十八

久...

朝鮮總督府官制中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ

レムコトヲ請フ

大正十年六月二十三日

内閣總理大臣原敬

